

広島県告示第二百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十二年広島県告示第二百五十二号で認可した河内都市計画下水道事業河内公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

東広島市

二 都市計画事業の種類及び名称

河内都市計画下水道事業河内公共下水道

三 事業施行期間

平成三年九月二十四日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十二年広島県告示第二百五十二号の事業地より、東広島市河内町中河内、下河内、入野、入野中山台二丁目、入野中山台二丁目、入野中山台三丁目、入野中山台四丁目、入野中山台五丁目、河内臨空団地を削除する。

使用の部分

平成二十二年広島県告示第二百五十二号の事業地のうち、東広島市河内町中河内、下河内、入野、入野中山台二丁目、入野中山台二丁目、入野中山台三丁目、入野中山台四丁目、入野中山台五丁目、河内臨空団地において事業地を変更する。